

# 共済の今日と未来を考える岡山県懇話会結成総会

2008年6月27日

於：NPO会館きらめきプラザ

式次第

1 開会挨拶

2.経過報告と申し合わせ事項、集会決議案の提案

4.記念講演

「新保険業法は日本の共済・互助制度をダメにする」

講師：押尾 直志 明治大学商学部教授

5. 各団体のとりくみの報告と質問

6.申し合わせ事項と集会決議の承認

7.閉会挨拶

## 「共済の今日と未来を考える岡山県懇話会」申し合わせ

岡山県懇話会は、自主共済を運営している県内のさまざまな分野の団体によって結成され、共済制度の存続と発展のために、力を合わせて運動をすすめます。

1. 各団体が自主的な共済制度を健全に運営できるように、新保険業法の適用除外を求める運動と交流を行います。
2. 新保険業法の適用除外を求める運動をすすめます。
3. 全国懇話会、地方懇話会の活動に学び、全国的な運動と連携して運動をすすめます。
4. 懇話会は参加団体の独自活動を尊重します。運営には事務局担当の団体が当たり、情報・意見を交換し具体的な行動を相談します。必要な財政はその都度相談します。(事務局団体は、岡山県勤労者山岳連盟と岡山県商工団体連合会が担当し、事務局を岡山県商工団体連合会内におきます。)

【呼びかけ団体】岡山県勤労者山岳連盟、岡山県保険医協会、岡山県労働組合会議、自治労連岡山県本部、岡山県民主医療機関連合会、岡山県商工団体連合会

事務局の住所 岡山市西島田町 4-25

電話 086-243-3856

ファクス 086-243-7083

## 決議（案）

「マルチ」共済から消費者を保護する目的で改正された新保険業法が、2006年4月から施行されました。しかし、この法律は実際には、各団体が健全に運営してきた助け合い共済を、営利目的の保険会社と同列し、規制の対象にするというものでした。自主共済は解散か保険会社化かの選択を強いられた結果、今年3月末の経過措置終了で、次々と解散に追い込まれました。

「共済つぶし」の背景には、不平等な日米保険合意（1994年）を根拠に、日本に対するアメリカ保険資本からの強い市場開放要求があります。新保険業法では、適用除外になっている「労働組合」共済や「JA・生協」共済などが、次の規制のターゲットとしてねらわれています。

私たち開業医・登山者・商工業者・勤労市民はそれぞれに団体をつくり、目的達成の一環として会員のための共済制度を発展させ、長年にわたって運営し、発展させてきました。これらの制度は、加入者の生活保障にとどまらず、地域医療や地域経済・市民生活を支える重要な役割を果たしています。全国にはさまざまな形態で、互いに助け合う共済が存在し、団体の自治に基づき健全に運営され、日本の社会に広く定着しています。仲間同士の助け合いを、強制的に営利目的の保険会社に変更させる新保険業法は、国民の自由な結社や助け合いの制度を縛るものです。私たちの願いは、各団体が自主的に行っている共済を、今後とも従前どおり健全に運営していくことです。

各団体はこれまで、新保険業法の適用除外を求める運動に取り組んできました。この取り組みを土台に、私たちは本日、新保険業法の適用除外を求める運動を共同して行うため「共済の今日と未来を考える岡山県懇話会」を結成しました。

各団体が自主的に運営している共済の存続と発展のために、次のことを求め、連携して運動をすすめます。

1. 団体はその構成員のために自主的に運営している共済を、保険業法の適用除外とすること。

2008年 6月 27日

共済の今日と未来を考える岡山県懇話会結成総会